

神奈川食品ロス削減推進計画の改定素案に対する意見と対応

(会議中未回答及び会議後提出意見)

<令和7年8月28日開催 第82回環境審議会>

No	委員	意見等	対応
1	青木委員	「食品寄附のガイドライン」について、国の作成したガイドラインを活用するということか。それとも、県独自のガイドラインを作成するのか。	本県として独自のガイドラインを作成することは考えていませんが、消費者庁が作成した「食品寄附ガイドライン」を活用し、フードバンク、フードドライブ活動を推進してまいります。
2	青木委員	「食品寄附システム構築」について、その食品寄附のシステムとは具体的に何を指しているのか。	資料2-1のP3「3 改定のポイント」の表内にある「食品寄附システムの構築」とは、令和7年8月26日に記者発表した「ロスZEROかながわ大作戦！デジタル技術で食ロスが減る、笑顔が増える」といったデジタル技術を活用した取組により、食品寄附を促進していくことを想定しています。
3	青柳委員	フードロスについて、一般商店・スーパー・マーケットなどを巻き込む際に、食品小売関係を担当する部署と共同した方がスムーズに進められるのではないか。	食品ロスの削減は、単にごみの削減だけでなく、消費者政策や福祉支援など、様々な分野に関わる大変重要な取組であると考えています。 県では、府内の連携体制として、消費生活課や生活援護課などを含む、15所属で構成する「食品ロス削減対策府内会議」という組織を設置し、部局横断的な施策や普及啓発の方策等の検討を行い、計画に基づく取組を進めています。